

令和5年 第10回農業委員会総会 議事録

| | | | |
|----------------|---------------------------|------------|----------|
| 1. 日 時 | 令和5年10月10日（火）午前9時38分～ | | |
| 2. 場 所 | にかほ市金浦庁舎 第3会議室 | | |
| 3. 委員総数 | 12名 | | |
| 4. 出席した委員（12名） | 1番 佐々木純子 | 2番 加藤朋光 | 3番 佐々木鋼記 |
| | 4番 須田貴志 | 5番 齋藤一成 | 6番 巴 朋之 |
| | 7番 須藤孝子 | 8番 須田 久 | 9番 佐藤久美子 |
| | 10番 森 孝良 | 11番 遠藤 豊 | 12番 小林 豊 |
| | （傍聴人 なし ） | | |
| 5. 欠席した委員（0名） | | | |
| 6. 総会議長 | 会長 小林 豊 | | |
| 7. 議事録署名委員 | 7番 須藤孝子 | 8番 須田 久 | |
| 8. 出席した事務局職員 | 事務局長 小森俊英 | 副主幹班長 村上裕子 | |
| | 主査 齊藤雄介 | | |
| 9. 議事日程 | 第1 議事録署名委員の指名 | | |
| | 第2 会議書記の指名 | | |
| | 第3 会期の決定 | | |
| | 第4 諸般の報告 | | |
| | 第5 議案審議 | | |
| 報告第15号 | 非農地通知書の発行について | | ・・・【12件】 |
| 報告第16号 | 農地の転用事実に関する照会について | | ・・・【1件】 |
| 議案第37号 | 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について | | ・・・【2件】 |

- ◇議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
7番 須藤孝子委員 8番 須田久委員 の兩名にお願いいたします。
- ◇議長 日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。
・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長 日程第4 諸般の報告
9月12日、中央地区の農業委員会会長、職務代理者、事務局長会議が、秋田市でありました。協議内容は、11月4日に潟上市で開催される秋田県農業委員会大会の運営と当日の提出議案についてでありました。
- ◇議長 日程第5 議案審議に入ります。
報告第15号 非農地通知書の発行について を上程します。
一括して事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書3ページから5ページになります。
非農地認定につきましては、これまでは非農地証明の申請がされるか、または法務局からの転用事実照会によって農地か非農地かの判断をして、その結果を通知または回答していたところです。
今回の非農地通知は、昨年の農地パトロールにおいて非農地と判断された農地の一部であります。所有者や土地改良区に非農地とすることへの意向を確認して、支障ありの意思表示がありませんでしたので、こちらから通知を発出したものになります。
はじめに、報告第15号-1から8についてですが、位置図、公図を6ページ、7ページに掲載しております。場所は平沢小学校前にありますTDKの社員寮と「にかほガス」の間にある一体となっている農地でありまして、農地はもちろん水路等も管理されていない状況です。

つぎに、報告第15号-9の位置図、公図を8・9ページに掲載しております。場所は、温泉旅館「いちぶ」から北、海側に約350mにある、地目が田の農地です。境界の杭等もないので正確にはわかりませんが、面積も小さく、道路の法面と一体化しているのか、農地としての形跡がありませんでした。

続きまして、報告第15号-10と11についてです。位置図、公図を10・11ページに掲載しておりますが、場所は象潟町大飯郷集落から南東約650mにある農地です。山林に挟まれるようになっている農地で、当該地に通じる道路も草刈等されていないことから、当該農地もかなりの間管理されていないものと想像されます。

最後に、報告第15号-12についてです。位置図、公図を12・13ページに掲載しておりますが、場所は水沢集落から北東約750m、仁賀保高原との間の山林の中にある農地です。周囲が山林であることから、林地化している状況です。

◇議長

報告第15号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第15号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第16号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書14ページからになります。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

位置図、公図を議案書15、16ページに掲載しておりますが、場所は象潟町川袋集落内にある「川袋鮭漁業生産組合」敷地に隣接する登記地目が田の農地です。今回、地目変更登記申請にあたり照会があったものですが、当該地は昭和60年6月に遊漁池として農地転用の許可を受けておりましたので、その旨回答しております。

◇議長 報告第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第16号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次の議案に移ります。
議案第37号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書は17ページから19ページとなります。
議案第37号-1と2は、どちらも親子間による使用貸借権の新設であります。
親子間ということで、これまでは権利を設定せずに受人が耕作しておりましたが、ほ場整備によって換地された農地が含まれるため、担い手である後継者への権利設定となったものです。

◇議長 議案第37号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第37号-1について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長 次に、議案第37号-2について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第38号は、いわゆる小作地所有権移転であります。申請地はほ場整備された農地で、譲受人の所有する農地と現況一枚になっている農地であります。これまでは賃貸借で譲受人が耕作してきましたが、今年で賃借期間が満了となることから、所有権移転で話し合っていたものです。売買金額は10a 当たり [REDACTED] 円の [REDACTED] 円となっております。

◇議長

議案第38号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第38号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書22ページとなります。

市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて2件でありまして、うち賃借権の新規と再設定がそれぞれ1件で、利用権設定の総面積は12,040㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

議案第39号-1は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第39号-2は、賃借権の新設であります。ほ場整備の換地に伴う利用権の設定で、契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第39号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第39号-1について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第39号-2について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前9時57分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年10月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 7 番 印

委 員 8 番 印
